

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32704

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380626

研究課題名(和文)あるべきタックス・マネジメントの手法の確立

研究課題名(英文) Establishment of an appropriate tax management method

研究代表者

江頭 幸代 (Egashira, Sachiyo)

関東学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：70370020

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：日本企業の租税問題に関する現状認識のために、各国の上場企業の利益に対する税金の負担比率、すなわち実効税率について、1999年度～2012年度の13年間の実効税率の実績および法定実効税率の差額を日本(3,560社)、アメリカ(5,697社)、イギリス(1,296社)、ドイツ(612社)、フランス(600社)の上場企業の公表財務諸表から国別・時系列的に分析した。その研究結果から、日本企業の実効税率は他国に比して著しく高く、また分析した13年間すべてにおいて、日本企業の実効税率は、法定実効税率を常に上回っていることが分かった。それを受けて、日本企業の実効税率が高いことの原因分析と検証をおこなった。

研究成果の概要(英文)：For the current recognition of the tax problems of the Japanese companies, we have made attention to the burden ratio of tax on profits of listed companies in each country, that is, the effective tax rate. We have analyzed the actual results and the difference between the statutory tax rate and the effective tax rate of 13 years of the 1999 to 2012 fiscal year Japan (3,560 companies), United States (5,697 companies), United Kingdom (1,296 companies), Germany (612 companies), France(600 companies) .

From the research results, Japan effective tax rate of the company is significantly higher than in other countries, also in all the analysis were 13 years, the effective tax rate of the Japanese companies, it has been found that is always higher than the statutory tax rate.

In response to it, we have validated reason why the effective tax rate of Japanese companies was high.

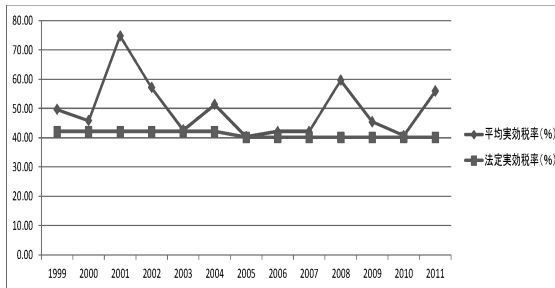
研究分野：管理会計

キーワード：タックス・マネジメント 実効税率 多国籍企業 税金の負担比率

1. 研究開始当初の背景

リーマンショック直後の日本の法定実効税率約 40%であったが、日本の上場企業の実際の税負担率である平均実効税率は 89.5%であった。日本の多くの経営者は、税金を管理すべきコストであるという認識が低く、この法定実効税率と実効税率との異常な差異が生じた原因を明確に説明できない現状である。

上場企業の平均実効税率と法定実効税率の比較



(出所) 山田有人・江頭幸代「日本企業のタックス・マネジメントに関する一考察 - 平均実効税率及び繰延税金資産の状況のマクロ的な分析」『研究年報』第7号、2013年

一方で、タックス・プランニングに積極的な米国の GE 社の実効税率は、わずか 5.5% (2008) であった。欧米企業は法人税等の支払いは企業価値を下げる要因として考えており、もし、欧米の企業の実効税率が 89.5% だったとしたら、当該企業の CFO は解任される可能性が高いと思われる。

上場企業に IFRS が適用され、会計基準が世界共通のものさしになると、投資家は共通の尺度で企業を比較することとなる。そのため、この法定実効税率と実効税率との異常な差の原因分析をしなくては、日本企業はグローバル市場で勝つことができない。

また、現在、日本政府は、法定実効税率を 20% 台に引き下げの方針である。しかし、法定実効税率を下げても、企業の実効税率は下がらないと予想される。日本企業は、製造コスト管理では、欧米企業に見劣りしない管理手法を有しているが、税コストの管理は甘く、それが実効税率に反映しているといえよう。

一方で、納税は企業の直接的な社会貢献であり、過度の節税は、スターバックスのように不売運動にもつながる。そこで、日本企業にとって望ましいタックス・マネジメントとは何かを検討することの重要性を感じている。

2. 研究の目的

現在の日本企業の実効税率は、諸外国の企業と比して著しく高い。それが、グローバル競争に勝てない原因の一つである。しかし、納税は企業の直接的な社会貢献でもあり、企業経営においてタックス・マネジメントは簡単な問題ではない。

本研究は、日本企業の実効税率に関する現状分析を多面的に行い、その背後にある租税問題に関する経営方針を認識した上で、日本企業にとって望ましいタックス・マネジメントの手法を示唆することが目的である。

3. 研究の方法

本研究では、UZABASE 社のデータを使って、日本と諸外国の実効税率の比較を分析する。日本 (3,560 社)、アメリカ (5,697 社)、イギリス (1,296 社)、ドイツ (612 社)、フランス (600 社) の上場企業の公表財務諸表から、実効税率の実績と法定実効税率の差額を国別・時系列的に分析した。

分析対象企業は、東京、ニューヨーク、ロンドン、ドイツ、パリ各証券取引所に上場している企業のうち、時価総額 1,000 億円 (日本円換算) の企業である。対象期間は、1999 年度 ~ 2012 年度の 13 年間である。

以下のような仮説をたてて検討する。

仮説 1 日本企業は、他の国の企業よりも実効税率が高い。

仮説 2 日本企業は、法定実効税率よりも実効税率の方が高い。

仮説 3 日本企業の実効税率は、産業別に違いがある。

仮説 4 平成 21 年度税制改正の「国外子会社からの益金不算入制度」の導入により、日本企業の実効税率は低くなった。

データ制御条件 以下の企業の数値は、小規模企業の数値あるいは異常値として除外することとする。

僅少という理由から、税引前当期純利益がマイナスまたは 5 億円未満の企業。

(会計) 実効税率が、1,000% 以上となる企業。

大規模企業を前提として分析するため、時価総額 100 億円未満の企業。

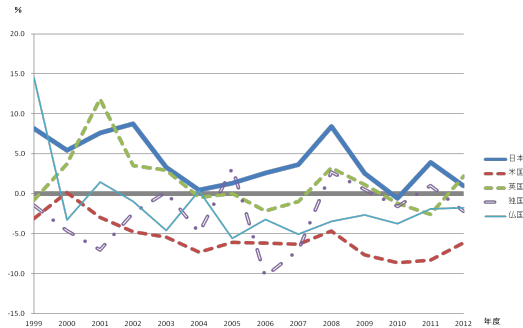
納税義務のない企業。企業名の最後に「LLC」「LLP」「LP」がつくアメリカ企業。

次に、企業の実効税率に関する現状分析を多面的に行い、その背後にある経営方針を認識するために、タックス・マネジメントの先進国であるアメリカ企業の事例としてアップル社が米国議会の公聴会で説明した内容を分析して、日本企業が学ぶべき点を検討する。

4. 研究成果

上記の研究方法による結果は、以下のとおりである。

各国の企業の実効税率と法定実効税率の差



(出所) 江頭・山田, 2014, p.88.

仮説1: 日本企業は、1999年度～2012年度の13年間を通して全期間において、他の4か国の企業よりも実効税率が高かった。

仮説2: 日本企業は、ほぼ全調査対象期間を通じて、法定実効税率よりも実効税率を上回っていた。日本企業の実効税率は、調査対象の全期間を通じて40%を超え、非常に高いものであった。特筆すべきは、調査対象の全期間を通じて、日本企業の実効税率が法定実効税率を超えていたことである。一方で、タックス・マネジメントに積極的なアメリカ企業は、ほぼ全調査対象期間を通じて、法定実効税率よりも実効税率が下回っていた。イギリス、ドイツ、フランス企業については、法定実効税率が実効税率と、おおむね同様な水準で推移した。

仮説3: 日本企業の実効税率の差異は、業種ごとに大きな差は見られなかったものの、全業種で40%を超えており、法定実効税率よりも高い。但し、「外食・中食産業」および「小売産業」において、実効税率が法定実効税率を上回る傾向が他の産業に比べ若干高かった。

仮説4: 日本企業の実効税率は、2010年の40.10%から、2011年44.62%、2012年39.02%となっており、当該税制改革の効果が日本の上場企業全体に影響を及ぼしたとは言えない。また、当該税制の影響を受けていると予想できる特定企業の財務諸表を個別に確認したが、その影響が直接的に開示されている例はなかった。

日本の法定実効税率は世界で最も高い水準にはあるが、税法が前提とする条件を満たしていれば(たとえば、グループ内の黒字企業と赤字企業の損益の相殺や、繰越欠損金の繰越期間内の欠損金の利用等)、低税率国の活用等の特別な工夫をしなくても、企業の実効税率は、原則として法定実効税率に収束するはずである。この結果は、多くの日本企業は、税法が前提とする条件を満たすことに失敗していることを示しており、実効税率が法定の実効税率を大きく下回っている欧米の企業と比べると差異は歴然としている。

日本企業に対する望ましいタックス・マネジメントの手法を構築するにあたり、アップ

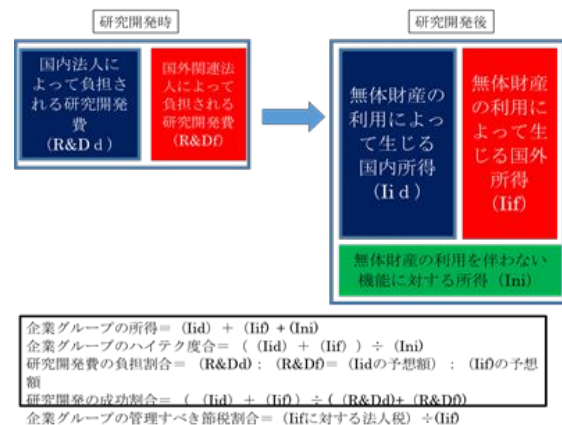
ル社が公聴会において主張した以下の事項は非常に参考になる。

アメリカの税制は守っている。

アメリカ国内市場の販売から得られる利益は、アメリカにおいて通常の税金を支払っているし、その金額は莫大である(例えば2012年度においては、約60億ドルの納税をアメリカ政府に行っている)。

節税を行っているのは、アメリカ以外のビジネスから生じた所得であり、その結果、高付加価値の商品を低価格で消費者に提供することが可能となっているし、アップル社の株価を高く維持している(株主の多くはアメリカの年金機構であり、そういう意味においてもアメリカに貢献している)。

知的レベルの高い研究開発の大部分はアメリカ国内で実施しており、それに付随する多くの関連ビジネスをアメリカ国内で生み出している。その結果、アメリカ国内において約5万人のアップル社従業員を雇用し、約55万人分の雇用を創出している。



日本企業があるべきタックス・マネジメントの構築にあたり参考にすべきことは、上記の図表に示すように、もし、日本企業もアップル社のように、日本法人と国外関連者の間で研究開発費を適正に分担することが可能であれば、企業グループが積極的に節税すべき所得は(Iif)に対する法人税ということになる。アップル社は自社グループに製造拠点を持たず、企業の使命を革新的な製品の開発にあると位置付けており、企業グループの得る所得における(Iini)の比率が極めて低い。(Ini)は、移転価格税制の基本的な考えに従えば、例えば製造工場のある場所に一定の所得を配分せざるを得ない。企業経営の更なる革新性および節税の機会を失わせないためにも、日本企業は企業グループのハイテク度合である((Iid) + (Iif)) ÷ (Ini)を高めるべきであろう。

また、企業の競争力にとって節税は必要であるが、必要以上の課税回避は母国の非租税コストを引き上げることになりかねない。この背反する命題に対して、アップル社の実施している税務戦略は、コスト・シェアリング契約により、アメリカの母国においては付加

価値の高い研究開発を行い、雇用の創出を行い、かつ、アメリカの母国のビジネスから生じた所得に対しては、通常の税金を支払っている。このアップル社の実施している税務戦略は、資源のない日本でグローバル市場で競争を強いられる日本企業、特に製造業においては、非常に参考になると考える。

必要以上の租税回避は、スターバックス社のような不買運動にもなり、母国の非租税コストを引き上げることになりかねない。今後、日本企業が税務戦略を考える際には、企業経営の更なる革新性および節税の機会を失わせないためにも、企業グループのハイテク度合である $(Iid) + (Iif) \div (Ini)$ を高めるべきであろう。日本企業においても税務戦略について適切なタックス・マネジメントのさらなる研究を進めることが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

山田有人、江頭幸代(2015)「日本企業の税務戦略に関する事業モデルの構築 アメリカのグローバル企業の事例研究から」『原価計算研究』Vol.39 No1,133~144 頁、査読有。

山田有人(2015)「アップル社の税務戦略」『名古屋商科大学論集』Vol.59 No2,313~324 頁、査読無。

山田有人(2015)「タックス・プランニングにおける「暗黙の税」と「非租税コスト」の重要性 英国におけるスターバックスの事例研究より」『税経通信』165~174 頁、査読無。

江頭幸代、山田有人(2014)「日本企業のタックス・マネジメントの現状と問題点」『産業経理』73 巻 4 号, 80~91 頁、査読無。

江頭幸代(2014)「移転価格税制における独立企業間価格の幅について」『研究年報』(大原大学院大学)第 8 号,101~115 頁、査読無。

[学会発表](計3件)

山田有人、江頭幸代「日本企業の実効税率が高いことの原因分析と検証」第 41 回日本原

価計算研究学会全国大会、2015 年 9 月 12 日、日本大学

山田有人、江頭幸代「日本企業の税務戦略に関する事業モデルの構築 アメリカのグローバル企業の事例研究から」第 40 回日本原価計算研究学会全国大会、2014 年 9 月 20 日、神戸大学

江頭幸代、山田有人「日本企業のタックス・マネジメントの現状と問題点」日本管理会計学会、2013 年 9 月 14 日、立命館大学

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

江頭 幸代(EGASHIRA, Sachiyo)
関東学院大学・経済学部・准教授
研究者番号：70370020

(2)研究分担者

山田 有人(YAMADA, Arihito)
名古屋商科大学・商学部・教授
研究者番号：70440419